

(保 197)

平成 22 年 2 月 5 日

都道府県医師会  
公害診療関係担当理事 殿

日本医師会常任理事  
藤 原 淳

### 公害診療報酬におけるレセプト電子化の対応に係る疑義照会への回答について

公害医療機関の診療報酬の請求につきましては、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年 10 月 5 日法律第 111 号）に基づき、「公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令の一部を改正する省令」（平成 20 年 4 月 30 日付第 4 号）等により取り扱われているところでもあります。

今般、環境省総合環境政策局環境保健部企画課保健業務室長より、公害医療機関の診療報酬の請求に係る取扱いについて、別添のとおり関係地方公共団体あてに送付した旨連絡がありましたのでご連絡申し上げます。

本通知は、疑義照会を基にした内容となっており、具体的には公害医療機関の診療報酬の請求については、健康保険法等に係る「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令」（平成 21 年 1 月 25 日付け厚生労働省令第 151 号）による電子情報処理組織や光ディスク等を用いた請求の取扱いによらず、従来どおり書面で取り扱う旨回答しているものであります。

つきましては、貴会会員へのご周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

#### 《添付資料》

##### 1. レセプト電子化の対応に係る疑義照会への回答について

(平 22. 1. 26 環保企発第 100126007 号 環境省総合環境政策局環境保健部企画課  
保健業務室長通知)



環保企発第 100126007 号  
平成 22 年 1 月 26 日

公害健康被害の補償等に関する法律  
主管部（局）長 殿

環境省総合環境政策局  
環境保健部企画課保健業務室長



レセプト電子化の対応に係る疑義照会への回答について

標記について、別添 1 のとおり大田区保健所長より照会があり、別添 2 のとおり回答したので、参考までにその写しを送付する。

21保健発第11579号  
平成22年1月22日

環境省総合環境政策局  
環境保健部企画課保健業務室長 様

大田区保健所長



レセプト電子化の対応について（照会）

標記について、公害健康被害の補償に関する法律（以下、「公健法」という。）の事務施行上必要があるので、下記のとおり照会します。

記

「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」（昭和五十一年八月二日厚生省令第三十六号）が、平成十八年四月十日付で一部改正され、療養の給付又は公費負担医療に関し費用を請求しようとするときは、原則電子情報処理組織又は光ディスク等の使用により請求することとされた。病院又は診療所にあつては、原則平成二十二年七月までに段階的に移行を完了させることとなっている。しかしながら公害健康被害の補償に関する法律（以下、「公健法」という。）は当該省令の対象とされていない。

公健法に関する療養の給付については、平成二十二年度以降も、従来どおり書面による取扱いで差し支えないか。



## 別 添 2

環保企発第 100126007 号  
平成 22 年 1 月 26 日

大田区保健所長 殿

環境省総合環境政策局  
環境保健部企画課保健業務室長



### レセプト電子化の対応について (回答)

平成 22 年 1 月 22 日付 21 保健発第 11579 号にて照会のあった標記については、下記のとおり回答する。

#### 記

公害健康被害の補償等に関する法律（以下、「公健法」という。）は損害の補填を目的とした補償制度であり、健康保険法は国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした社会保障制度であることから、互いに相容れない性質の制度である。そのため、公健法第二十三条に規定する診療報酬の審査及び支払いを、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年七月十日法律第二百二十九号）第十五条第三項の規定に基づき、委託することはできない。また、公健法に係る療養の給付を「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」第一条第一項に基づいて電子情報処理組織や光ディスク等を用いて請求することもできない。

保険医療機関若しくは公費負担医療を担当する病院若しくは診療所又は保険薬局若しくは公費負担医療を担当する薬局において、療養の給付又は公費負担医療に関する費用の請求の殆どが電子情報処理組織の使用によりされることとなっても、当該省令に基づき設置される電子計算機から書面への出力はなおも可能である。公健法に関する療養の給付の請求は、貴見のとおり従前どおり書面で取り扱うこととされたい。